

ID: 187

担当部署: 上下水道課

処分の概要	給水装置の新設等の承認		
例規名 根拠条項	大河原町給水条例 第5条第1項		
例規番号	平成10年条例第8号		
【基準】			
第5条の規定による。 (給水装置の新設等の申込)			
第5条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。			
2 前項の申込みにあたり、管理者は必要と認めるときは、利害関係人の同意書、又はこれに代わる書類の提出を求めることができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日